

地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市を含む地域の医療を取り巻く社会情勢において、松阪市民病院のように急性期医療と地域医療の両方の役割を持つ公立病院が、地域住民の安心を担保していくために、どのような役割を果たしていくべきか、専門的な見地からの意見等を踏まえながら、松阪市民病院の在り方について検討するため、地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

- (1) 地域医療構想を踏まえた松阪市地域医療体制の分析
- (2) 松阪市民病院の最適な経営形態に関する調査分析
- (3) 松阪市民病院と他医療機関との再編・連携等可能性調査
- (4) その他必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の会議は、委員長が召集し、主宰する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- 7 委員会は、原則として公開とする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(秘密の保持)

第5条 委員長、副委員長、委員及び審査委員会に出席した事務担当者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の規定に基づき、予算の定める範囲内で支給する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、松阪市民病院経営管理課において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。